

日本鉄筋継手協会 優良シンボルマーク使用規定

平成 21 年 9 月 17 日 制定

平成 21 年 11 月 19 日 改正

平成 23 年 9 月 22 日 改正

1. 目的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会優良会社認定制度規則（以下、「規則」という）に基づいて、優良会社認定を取得した会社（以下、「優良認定会社」という）が使用する優良シンボルマーク及びロゴ（以下、「優良マーク」という）の使用について定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本規定は、次の優良認定会社の優良マークの使用について適用する。

- (1) 優良圧接会社シンボルマーク
- (2) A級継手圧接施工会社シンボルマーク
- (3) 優良鉄筋溶接会社シンボルマーク
- (4) A級継手溶接施工会社シンボルマーク

3. 委員会

本規定は、優良会社認定管理委員会（以下、「委員会」という）が所管し、委員会は、次の業務を担当する。

- (1) 優良マークの決定と廃止
- (2) 優良マークの使用方法の決定
- (3) その他、優良マークに関する必要な業務

4. 優良マークのデザイン

優良マークのデザインは、「優良シンボルマーク仕様」（別添）による。

- (1) 優良認定会社を使用する優良マークのデザインは、「優良シンボルマーク仕様」による。
- (2) 使用する優良マークは、基本サイズに基づき、縦横の比率を変えることなく、拡大及び縮小して使用する。
- (3) 優良マークのデザインは、指定色を使用する。

5. 優良マークの帰属

優良マークに関する一切の権利は、協会に帰属する。

6. 優良マークの使用者

- (1) 規則に定める優良認定会社に限定する。

- (2) 優良マークを使用する場合は、本規定の遵守に関する誓約書（様式）に署名及び捺印し、協会宛に提出する。
- (3) 優良マークを使用する優良認定会社は、優良マークの使用状況について把握及び管理する責任者を選任する。

7. 優良マークの使用条件

優良マークは、次の用途に限定する。ただし、限定した用途に使用する場合であっても第三者が錯誤する虞のある場合は、その使用を認めない。

- (1) 優良認定会社が使用する印刷物
（例えば、名刺、封筒、パンフレット、会社案内、車両用ステッカー、看板）
- (2) 衣服（作業着、ジャンパー、ヘルメット）
- (3) 電子メディア（ウェブサイト）

8. 優良マークの使用期間

優良マークの使用期間は、優良認定会社の認定期間内とする。

9. 優良マーク使用の禁止

優良マークを使用してはならない場合は、次による。

- (1) 認定を受けていない場合
- (2) 認定が更新されなかった場合及び認定が取消された場合
- (3) 認定の「一時停止」期間中である場合
- (4) 優良会社認定制度の信用及び品位を損ねた場合
- (5) その他、協会が使用を不相当と認めた場合

10. 優良マークの撤去

- (1) 認定が更新されなかった場合、認定が取消された場合及び認定の一時停止期間中である場合は、次による。
 - 1) 認定の失効が確定した日より、10 日以内に使用しているすべての優良マークの撤去を完了しなければならない。なお、当該撤去作業の完了報告を書面（書式自由）にて協会宛に提出しなければならない。
 - 2) 認定の一時停止期間中は、優良マークを使用してはならない。
 - 3) 優良マークを使用していない場合は、当該優良マークを使用していないため、撤去の必要がないことを書面（書式自由）にて協会宛に提出しなければならない。
- (2) 優良マークを不正に使用した場合は、使用しているすべての優良マークを即時、撤去しなければならない。なお、当該撤去作業が完了するまでの間、第三者に対して注意を払う必要から、協会ホームページにて公表する。

11. 優良マークの不正使用に対する処分

優良マークを不正に使用した場合は、協会の会員倫理規定に照らし除名処分の他、法

的措置を講ずる場合がある。

12. その他

優良マークを使用することによる苦情又は紛争は、使用者が全責任を持って対処するものとする。

13. 規定の改正及び廃止

本規定の改正又は廃止は、委員会が発議し、理事会の議決による。

附 則

1. 本規定は、平成 23 年 9 月 22 日に改正し、同日より施行する。
2. <猶予措置>本規定「4. 優良マークのデザイン」以外のデザインを採用している優良認定会社は、平成 23 年 11 月 18 日迄に、本規定のデザインに変更しなければならない。なお、期間内に変更が完了しない場合は、本規定「11. 優良マークの不正使用に対する処分」を適用する。

別添：優良シンボルマーク仕様

様式：誓約書

<以下、空白>

公益社団法人 日本鉄筋継手協会 殿

誓 約 書

優良シンボルマークの使用に関して、以下の事項を誓約いたします。

1. 「日本鉄筋継手協会 優良シンボルマーク使用規定」を遵守し、適正に優良シンボルマークを使用いたします。
2. 「日本鉄筋継手協会 優良会社認定制度規則」第 16 条（認定の一時停止）、第 17 条（認定の取消し）に該当する場合及び協会が使用を差し止めた場合は、優良シンボルマークを使用している印刷物等を全て自社にて撤去し、撤去後、撤去完了の旨を書面にて協会にご報告いたします。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

会 社 名 : _____ 社 印

代表者氏名 : _____ 代表者印

管理責任者氏名 : _____ 印